まちなか定住促進住宅新築等補助金

栃木市の市街化区域等に新たに住宅を新築・購入した方に
補助金を交付し、まちなかの活性化を図る制度です。

移住に関するお悩み事はこちら！
移住定住支援コーディネーターに
お気軽にご相談ください♪

●ＩＪＵ（移住）補助金（市外からの転入者、令和５年３月31日までの契約で取得した住宅が対象）

ＩＪＵ（移住）補助金	
対象者	①本市に5年以上定住することを誓約した方
	②市税を滞納していない方
	③暴力団員でない方
	④UIJ ターンにより本市へ移住した方（転入の直前に連続して１年以上市外に住所を有していた方） ※ 本市へ移住し、２年以内に住宅を新築・購入して新住所へ異動した方を含みます。
	⑤自治会へ加入した方
	⑥移住者として市のアンケート、広報等に協力していただける方
住宅対象	①市街化区域（西方地域は用途地域）に所在する住宅
	②令和2年4月1日から令和5年3月３１日までの契約で取得（新築・購入）した住宅
補助金額	**基本額**　新築住宅の建築・購入　３０万円　／　中古住宅の購入　２０万円
	・若年世帯加算　申請時に所有者または配偶者が４０歳未満の場合　１０万円
	申請時に所有者または配偶者が４０歳以上５０歳未満の場合　5万円
	・子ども加算　申請時に所有者に１８歳未満の子どもがいる場合　子ども１人につき１０万円
	・勤労者加算　申請時に所有者本人が市内で勤労している場合（テレワーク）　２０万円
	申請時に所有者本人が市内で勤労している場合（テレワーク以外）　１０万円
	申請時に所有者本人が市外で勤労している場合　5万円
提出書類	①補助金等交付申請書（IJU 用）
	②補助金申請に関する誓約書及び同意書（IJU 用）
	③世帯員全員が記載されている住民票（続柄記載のもの・原本） ※本庁の市民生活課または各総合支所の地域づくり推進課で取得してください。
	④住宅の建築工事請負契約書または売買契約書のコピー（契約日が令和２年４月から令和5年3月３１日まで）
	⑤用途地域及び住宅であることが確認できる書類（次のいずれかのコピー） ・建築確認申請書（第一面と第三面）　・売買契約時の重要事項説明書（用途地域の欄がある部分まで）
	⑥建物の登記事項証明書のコピー　※所有権保存登記完了後、法務局で取得してください。
	⑦市税完納証明書（原本）　※本庁の税務課または各総合支所の地域づくり推進課で取得してください。
	⑧転入前１年間の住所が確認できる書類（次のいずれかの書類） ・転入前の住民票または住民票の除票　※転入前に住所を有していた自治体の担当課で取得 ・戸籍の附票　※本籍地の戸籍担当課（転入前より本籍地が本市にある場合は本市の戸籍担当課で取得）
	⑨自治会に加入したことが確認できる書類
	⑩在職証明書
	⑪補助金等交付請求書（日付記入不要）

※申請書類提出までに**アンケート**の入力をお願いします。

申請期限　令和6年３月３１日まで

お問い合わせ　栃木市役所 地域政策課 地域政策係　TEL ０２８２（２１）２４５３